特定技能・飲食料品製造

自店が対象かを確かめ、協議会の入会を進める

飲食料品製造業：食肉小売の追加と確認点

食品の製造・小売の人事の担当者の方へ

この資料で分かること

1 対象になる店、ならない店

2 申請の前に用意する資料

3 協議会の入会と入社後の注意

2026年10月2日 確認

2026年4月15日から、食肉小売業も対象です

2026年4月15日

告示の公布日・施行日

1 飲食料品製造業分野に、食肉小売業が加わった。

2 ただし、食料品の製造を行う店に限られる。

3 2026年8月28日、運用要領にも反映された。

対象は、店内で精肉を加工している店です

店のようす	対象かどうか
店内で精肉の 加工・調製をする	対象になる
パック済みの肉を 売るだけ	対象にならない

仕事の中心が加工・調製であることが要ります。

迷うときは、農林水産省か入管に確かめます。

加工の実態は、工程表・設備・写真で示します

- [] 加工の工程表を用意した
- [] 設備の一覧と写真を用意した
- [] 衛生管理の記録を出せるようにした
- [] 仕事の中心と、付随する仕事を書き出した
- [] 求人票・契約書・実際の担当を合わせた

書類と、実際の仕事を
一致させます。

入社後に仕事が変わる
ときは、先に確かめます。

協議会の入会は、在留の申請の前に済ませます

順番	内容
対象の確認	店内で加工をしている店か
協議会に入会	食品産業 特定技能協議会に申込み
資料の準備	工程、設備、仕事の内容
在留の申請	入管に申請し、許可のあとで働く

加入証が出るまで、
2〜3か月ほどかかります。

採用を決めたら、
入会を先に申し込みます。

自店が対象かを確かめ、入会を先に進めましょう

次にやること

1 店内の加工の工程と設備を、写真つきでまとめる

2 農林水産省の説明資料で、対象の業種を確かめる

3 協議会の入会を、先に申し込む

出典

農林水産省：飲食料品製造業における外国人の受入れ

農林水産省：告示改正の意見募集の結果

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784